

昭和二十年十二月十九日

第二復員省總務局總務課 有馬復員官本省内電話三二八〇

十二月十九日第一印 口降并イタ代表ハ牛文博

外務省政務局

高橋事務局長

南「ホルネオ」ニ於ケル抗日反逆陰謀
事件。報告書。二部

昭和十八年十二月判決セラレタル

南「ホルネオ」ニ於ケル抗日反逆陰謀事件ニ關スル

報告（堀西人「フイツシエル」夫妻陰謀ヲ含ム）

第二復員省總務局電報課

海軍

寫

昭和十八年十二月判決セラレタル
 南「ホルネオ」ニ於ケル抗日反逆陰謀事件ニ關スル
 報告（瑞西人「フイツシエル」夫妻處刑ヲ含ム）

第二南道総監申律會誌

海軍

昭和二十年十二月九日
 第二復員省總務局総務課 有馬復員官六管内電話三二八〇
 十二月九日第一印 以降并イテ代表ハ牛文博
 外務省政務局
 高橋事務局長
 南「ホルネオ」抗日反逆陰謀
 事件報告書 二部

(註)

(一) 本報告書ハ大東亞戰爭中舊印及日本本土間ノ海軍及
事務混雜等ノ爲海軍省エノ到着遅延シ本年ニ至リ外務
省ニ對シ正式通知ヲ依曉セルモノナリ
〔詳細書類ハ當時ノ檢察官高田法務少佐ノ言ニ依レバ在
「スラバヤ」第二南進艦隊中律令ニ依テ保管セラレアル
善ナリト

海軍

(別紙)

南「ホルネオ」ニ於ケル抗日及逆謀事件

一 犯罪關係者

1	住所	パンジエルマシ市敵性隊男子監禁所
	國籍	和 蘭
	種族	和 蘭
	職業	元「ホルネオ」艦首

海軍

4

任所 バンジエルマシ市右竹小輪 (百魁) エル ジ アランドン (滿五十年)

職階 和 蘭

種族 印 蘭 人

職歴 官吏 (民政部稅務署調査係長)

(百魁) アントニオ サンテ アホ フレフ

住所 バンシエルマシ市橋通

職階 和 蘭

種族 ショワ人

職歴 官吏 (民政部衛生監督官)

海 軍

5

任所 バンシエルマシ市乳瀨茶通

職階 和 蘭

種族 印 蘭 人

職歴 無 職

法學博士

百魁・スマイエ、ハガ (滿五十二年)

任所 バンシエルマシ市常盤通十九丁目デインク内

種族 瑞 西

職歴 醫師 (兼ボルネオデインク醫院長) (滿四十七年)

(百魁) マテヨス、フイツシエル (滿四十七年)

海 軍

6
住所 バンジエルトマシンの刑務所内
種族 和蘭人
職業 無職(女)
(謀議参典) コルネリヤ ヨハンナ マリヤレー(ル)
(宣統十年)
7
住所 バンジエルトマシンの廠住男子監禁所
種族 和蘭
職業 エルカリアスハリト副住事官
(謀議参典) エイシー
(宣統十年)

海軍6

住所 石 両
種族 和蘭
職業 エルカリアスハリト副住事官
(謀議参典) ヲコブ デフリース
(宣統十年)
9
住所 石
種族 和蘭
職業 エルカリアスハリト副住事官
(謀議参典) ビーテル ファンベルトス アンハルトホ
(宣統十年)
10
住所 石 両
種族 和蘭
職業 エルカリアスハリト副住事官
(謀議参典) ヲコブ デフリース
(宣統十年)

海軍6

11	任所 石 岡	職名 ルゾラワフワトタナブンブ監督官	種族籍 和 蘭	職名 ルクアフコロロン監督官
		(謀議参典)		(謀議参典)
				エム シー ハイ ス
				(第三十四年)
12	任所 石 岡	種族籍 和 蘭		

海 軍 7

13	任所 石 岡	職名 ルアルッフーフ監督官	種族籍 和 蘭	職名 ルムアラテウエ監督官
		(謀議参典)		(謀議参典)
				エ ル
				ダウリユー
				チエーハウハイ ス
				(第三十三年)
14	任所 石 岡	種族籍 和 蘭	職名 ルムアラテウエ監督官	職名 ダウリユー
				ファイリツフセン
				(第三十七年)

海 軍 8

16	住所	石 岡
	國籍	和 國
	職 業	九バシカラシブシ監官
	(謀議参謀)	フアン ナル コーイ (昭三十二年)
16	住所	石 岡
	國籍	和 國
	職 業	兀フルクチャウ監官
	(謀議参謀)	フアンナル リンデン
17	住所	カフアス バリト縣 ダイヤツクイリル分縣 ハリンバ村
	國籍	和 國 印 南 人

海 軍

16	住所	石 岡
	國籍	和 國 印 南 人
	職 業	無 職
		ブラヘス 妻
	(謀議参謀)	ゼニ ブラヘス (昭三十二年)
19	住所	ハンジエルマシシ市 飯性岡女子監所
	國籍	和 國
	職 業	無 職
		ハガ妻

海 軍 10

20	住所	パンジエルクマシヤ市海通一丸	(謀議参典)	エマナール	ハガ	(昭四十九年)
	種族籍	葡西				
	職業	無		フイツシエル妻		
21	住所	パンジエルクマシヤ市破陸園女子監禁所	(謀議参典)	ベツツイ	フイツシエル	(昭四十三年)
	種族籍	和				
	職業	無		フェルハレン妻		
			(謀議参典)	ホリナ	フェルハレン	(昭三十一年)

海軍 11

22	住所	パンジエルクマシヤ市大和通り				
	種族籍	ノナド人				
	職業	官吏(民政部森林課長)				
23	住所	カフアスバリト縣イタクイリル分署クアラカブアス	(前隊行爲)	アレキシム	アレキシエフ	ハリエス
	種族籍	タイヤツク人				ペレンカフマカリ
	職業	無				(昭三十八年)
24	住所	パンジエルクマシヤ市海通一丸	(謀議参典)	ハウスマン	バプー	(昭五十三年)

海軍 12

25
 種族 支那人
 職業 官吏 (民政部政務課西報係長)
 (同録行爲) ウーレイ 貴 (第三十七年)
 住所 パンシエルマシソン市湖兒通り
 種族 支那人
 職業 無 職
 (同録行爲) ママ 泉 (第三十九年)
 住所 岡 石
 種族 インドネシア人
 職業 日本映畫配給株式会社駐パンシエルマシソン出張所機械工

海軍 15

26
 種族 支那人
 職業 官吏 (民政部政務課西報係長)
 (同録行爲) ウーレイ 貴 (第三十七年)
 住所 パンシエルマシソン市湖兒通り
 種族 支那人
 職業 無 職
 (同録行爲) ママ 泉 (第三十九年)
 住所 岡 石
 種族 インドネシア人
 職業 日本映畫配給株式会社駐パンシエルマシソン出張所機械工

海軍 14

ツシエル」ヲ怡致百史ニ登ルハバンジエルマシントンロムノ特設
院長ニ依推シ爾日作戦時ニ於ケル和蘭軍ノ爲ノ一方の證據ニ
シムルコトトセリ

ハロムロハ向平拾貳月ニ到リ「スシロ」及「フイツシエル」等
ニ依リ組織ノ完成ヲ元々モ變動ヲ見スシテ終レリ
當九四貳年貳月八日、日本軍の地ニ進ルノ報ニ「ハカ
ハ」ニテノ計畫ニ基キ行政中樞ノ「ブルクチャフ」ニ移轉ヲ行フヘ
ク腹心タル副理學官「フンテイレ」向「ワルドニール」秘書課
長「テンハルトホ」「ムアラテウ」監官「フイリツフィン」
ヲ同行「ツアラカブアス」編出「ブルクチャフ」ニ赴キタルト

海軍

「バタバヤ」總督ノ命令ニ依リ日本軍ニ全面的降服ヲナスニ到
リ同年參月貳拾九日日本軍政送ノ下ニ隨軍抽廢ト共ニ當地ニ送
致サレ爾來他ノ和蘭人行政官其ノ他ト一括監禁所ニ收容セラレ
タリ

「ハガ」ハ日本ノ戦力國力ヲ過小評價シ和蘭今次ノ敗戦ヲ以
テ戰略ニ基ク一時の豫定返却ナリトシ近キ將來ノ復活ヲ確信シ在
「ブルクチャフ」當時既ニ同地都長「ノナド」人「レンスン」同副都長

海軍 16

「インドネシア」人「アブドルガニー」ニ對シ
 昔々ハ日本軍ニ一時投降ト見セ相ケテ収容サレルガ之ハ、
 ニ於テハ既ニ訂條済ミノ確定ノ行動デアツテ本年八月ハ米
 軍ノ支援ヲ得テ必ズ奪回スル故ソレ迄オ前等ハ辛抱シテ捕
 ニ留マリ消息連絡ニ當リ和蘭ノ再起ヲ計シ
 ト激刺シ更ニ其ノ則後ニ「レーヘルト」「ブラヘス天妻」「フ
 イツシエル」等ニ對シテモ同様ノ言切ヲナシ以テ同志ノ結束ト
 覺悟ヲ要望スル流アリ而シテ斯ル思想ハ獨リ「ハガ」ノミナラ

海軍 17

ス監禁者全員ノ等シク抱關スル感ナリ加之監禁所外部同志ヨリ
 連絡提供セラルル「ラナオ」ノ指點ニ依ル敵國「デマニユース」
 其ノ他各組ノ情報ハ益々之ノ思想ニ拍車ヲカケ將來ニ對スル希
 望ヲシテ遂ニ鞏固ナル信念ト迄發展セシムルニ到レリ
 6 之ニ對シ監禁所外部ニ於テ自由ナル境過ニ置カレタル混血人
 「アンボン」人、「メナド」人等ハ和蘭時代ノ濠洲政策ニ操ラ
 レ徹底的ニ蘭人化シ和蘭人タルコトニ漸大ノ確信性ヲ感ジ何レ
 モ「インドネシア」人ニ比シ官吏、軍人等優位ナル社會的地位

海軍 18

ニ慮カレ多額ノ收入ヲ得テ安易ナル生活ヲ貧リ居リタルモ今次
戰亂ニヨリ其ノ地位ハ轉落スルニ到リ之ニ對シ忿懣ノ情切ナル
モノアリ加ヘテ彼等ノ所謂和蘭人的思想ハ必然的ニ日本ノ敗退
和蘭ノ復活ヲ希求確信スルニ到レリ

4 在住第三國人ハ其ノ殆ド凡テハ「フィツシエル」ヲ會長トス
ル「センディング」基督教團關係ニシテ彼等ハ過去百四拾年ノ
永キニ亘リ爾「ボルネオ」ニ印セル同教團ノ大ナル足跡ヲ踏襲
シ齋樂宗教教育ヲ以テ其ノ懷柔對象ヲ「ダイヤツク」人ニ置キ

海軍 19

爾「ボルネオ」ヲ貳拾五ノ宗教區ニ分チ此處ニ教會並ニ學校ヲ
配置シ「ダイヤツク」人ニ對シ啓蒙宣傳ヲ行ヒ來レルモノナリ
之等教會附屬學校ハ百四拾四校ノ多キヲ算シ僻陬ノ地ト雖モ彼
等ノ組織細胞ノ存セザルハ無ク其ノ「ダイヤツク」人ニ對スル
潛勢力ハ極メテ強大ナルモノニシテ曾テ和蘭政府ハ本組織ヲ謀
殺納ナリトシ之ガ納滅ヲ策セシモ彼等ノ勢力ニ靡倒セラレ實現
ナシ得ズ其ノ懷柔政策等ヲ以テ之ニ臨ミタル歴史ニ徴スルモ
之ガ勢力ノ程分明ナリ

海軍 20

本教團ハ表面會長「フイツシエル」(瑞西人) 教育部長「フラ
 ヘス」(和蘭人) 會計部長「バルト」(瑞西人) 三幹部ノ台議
 制ニヨリ運用セラルル事モ製備ハ凡テ會長ノ掌握スル所ニシ
 テ「フイツシエル」ハ名實共ニ本教團ノ會長トシテ獨裁的地位
 ヲ確信シ會務全般ヲ總理スル本教團ノ老成ナル補佐組織ヲ目
 ニ賦使シ各般ノ情報蒐集及連絡ニハ極メテ有利ナル地位ヲ占
 后レリ

6 「ハガ」ハ「フイツシエル」ヲ識ルコト深ク「フイツシエル」

海軍 21

亦「ハガ」ヲ絶對ニ信頼シ取調ニハ「ボルネオ」政廳ヨリ教團
 ニ對シ年額金五萬圓^千ノ補助金ノ出ニ「ハガ」ハ處
 接年末並風信ノ機密ヲ「フイツシエル」ニ與ヘ居リ更ニ剛配
 B.M.O.編成ニ際シテハ彼ヲ目史ニ登庸シテ其ノ實情ヲ委スル等
 極メテ高ク其ノ人物手腕ヲ評價シ「ハガ」ガ「フルクチャフ」
 ニ逃避ノ際ハ「クアラカブラス」ニ於テ彼ト面談當時既ニ米蘭
 軍ノ滿地事回ヲ確信シ居ル「ハガ」ハ後日ノ反米米攻時ノ戰爭
 ノ勃發ニ備ヘテB.M.O.ノ備品ノ隱匿保管ヲ依頼セル根拠圖爲

海軍 22

藩千信、運動資金ヲ供與シ、感ニ彼事ヲ依頼セリ、之ニ對シ平素
 、知遇恩顧ニ感激セルト、更ニ「ハガ」同様、對日誤謬觀念ニ提
 ハレタル「フイツシエル」ハ之ヲ快諾シ「ハガ」嚴禁後ハ此ノ
 約束ノ履行ニ挺身セリ
 其後俄ハ敵國「デマニユース」ヲ信スルト共ニ「ボルネオ」氏
 政府ノ同教團ニ對スル補助金ノ叔領、機密費ノ停止等次第ニ不
 滿ヲ重々益々和滿ノ復活ヲ強ク希求スルニ到レリ
 6 戰爭ニ依ル富強經濟界ノ混亂ハ從來富強地而榮界ニ對シテ確立

海軍 83

シ居タリシ支那人及「アラブ」人等ノ地位ヲ一役ニシテ轉落セ
 シメタリ、彼等ハ其ノ原因ヲ日本軍ノ進駐ニ在リトナシ、其ノ治下
 ニ在ルヲ喜ハズ、特ニ財的打撃大ナル蘭國及和蘭時代義勇軍ニ被
 シテ日本軍ニ抵抗セル一部支那青年層ニ於ケル、反日親蘭空氣亦
 濃厚ナルモノアリ
 7 之ヲ要スルニ「ハガ」ヲ中心トスル滿洲人行政官其ノ粗有力
 者ハ例ヘ當地ニ嚴禁セラレタリト雖モ、主任シツツアル委テ市民
 ニ示シ一方嚴禁所外ニ於テハ「フイツシエル」ヲ中心トスル

海軍 84

「ペンディング」教團關係者、混血人、ノナド人、アンボン人
 一部支那人等ハ何レモ其ノ人種的立場ヲ我ニスルト雖モ當日親
 ニ於テハ軌テ一ニシ徹底的視測反日ナリ斯ル等國氣ノ下ニ彼等
 ハ各指導者ニ從テ相結束シ極秘裡ニ左記ノ陰謀計畫ノ實行ニ進
 ミツツアリシモノナリ

二 謀議並ニ行動計畫

1 監禁所外部ニ於ケル謀議並ニ行動計畫

(1) レーヘルト宅

昭和十七年四月第一フランドンに入隊ガ同加佐ヨリ
 同年五月五日「レーヘルト」ノ宅ニテラルル迄類
 案ニ行ハル

目的 イ、「ラチオ」機取（「レーヘルト」機取）

ロ、各般ノ情報連絡

ハ、和蘭人監禁所取調計畫

ニ、同志救護計畫

ホ、資金種別ノ政府乃録

へ、必要品以外へ認めら取ル以外へノ取付止

ト、武器類起計並

集留者 「フイツシエル」夫妻（地西人）

「スシロ」 （陸海ジャワ人）

「ブラヘス」夫妻 （陸海印人）

海軍 27

「バルト」妻 （地西人）

「サンテフレラ」 （陸海印人）

「ブランドン」 （陸海印人）

「マカリウイ」 （「ノナド」人）

「ウーレイ、クイ」 （支那人）

「ハウスマンバリー」 （「マイヤツク」人）

「レーヘルト」 （「オランダ」人）

海軍 28

議決事項イ、和蘭人監督者教授會ノ設置

六月頃組織完了

會長 レーヘルト

顧問 フイツシエル

「レーヘルト」後繼後「ブランドン」カ會長トナル

ロ、廣業所トノ連絡

海軍 29

専ラ「レーヘルト」が責任

「レーヘルト」檢査後ハ「ブランドン毒」ニ變更

サル

ハ、各人種別團體ノ結成

(2) 上海バー

時期 客年五月頃ヨリ本年五月迄（殆ド毎日）

目的 イ、「ラヂオニュース」（戦況）ノ交換營業

ロ、各々ノ情報交換

海軍 50

(3)

サンテブレラ宅

ハ、日本統治状況検討

ニ、同志ノ連携

ホ、米蘭軍來攻時ノ對策協議

集會者

「ブランドン」、「サンテブレラ」、「ウーレイクイ」

當初ハ單ナル失業支那人ノ不平集會場タリシガ「ブランドン」「サンテブレラ」等出入スルニ到リ集會ノ性質ハ變ジテ支那人ノ塗謀々議場トナシ

海

軍 51

(4) 時期 客年五月百數回

目的 同志收養ト團結統制方策

集會者 「サンテブレラ」、「マカリウイ」

議決事項 混血人救済委員會ノ設置

日時 期 客年九月ノ

目的 戰局ノ推移ニ鑑ミ同志ノ連携收養結合擴大強化方策

集會者 「サンテブレラ」、「ブランドン」、「マカリウイ」

議決事項 同志救養會ノ設置（九月ヨリ本年五月迄繼續）

海

軍 52

本會ハ混血人救濟委員會ノ擴大組織ナルモノニシテ當時、支那人、「アラブ」人間ニ相當激烈ナル反日意識ノ擡頭タルヲ奇貨トシ之ノ動向ヲ利用ヤントシ且敬謂「ニュース」ニ依ル米蘭軍ノ來攻近キヲ確信シ反日支那人、「アラブ」人ニ呼ビ掛ケ同志ノ獲得資金供與ヲ俾與ニ同志ノ結合ヲ緊密ナラシメ以テ有事ノ際ノ行動中核体タラシメント
 海 軍 55

(7) 時期 客年合式月

目的 行動計畫謀議

集會者 「サンテブレラ」、「ブランドン」、「マカリウイ」

發決事項 和蘭國旗（行動用）ノ準備

資金 支那人財源

武器 支那人間

(4) 「ブランドン」宅

海 軍 54

時期 客年拾貳月ヨリ本年五月迄

目的 イ、情報交換

ロ、民衆ノ反日啓蒙方策

ハ、米朝軍來攻時ノ借置

集會者 「レーヘルト」宅ニ同ジ

議決事項 イ、共言飛語

ロ、經濟策略

(5) 「サンテブレラ」、 「ブランドン」兩首魁謀議

海軍 35

時期 客年九月ヨリ本年亨月中旬迄

場所 兩名宅

目的 行動案編成

本年亨月中旬成案決定ス

(6) ファイツシエル宅

時期 客年七月ヨリ本年亨月迄

目的 赤十字設置問題ヨリ一轉シテB.M.O設置問題ニ及ブ

集會者 「ファイツシエル」夫妻、「スシロー」、「ブランドン」

海軍 36

夫妻、「レリーヘルト」、「ブラヘス」夫妻、「バルト」夫妻

議決事項 BMOノ設置決定

本年一月中旬組織完成

(7) 「ブラヘス」宅（「クアラカブアス」）

海軍 37

時期 各年拾月ヨリ本年壹月迄

目的 「カブアス」別働隊陸隊ニBMO別班編成

集會者 「ブラヘス」夫妻、「フイツシエル」、

議決事項 本年一月下旬頃、組織完成ス

(8) 「ハウスマンバブー」宅

時期 各年拾月ヨリ畝回

目的 「カブアス」別働隊陸隊編成並ニ陸起用武器ノ準備

集會者 「ブラヘス」、「ハウスマンバブー」

議決事項 本年壹月下旬完成

武器ハ「ハウスマンバブー」ヨリ供與

海軍 38

級上ノ各種ノ謀議ヲ進鏡檢討スルニ「レーヘルト」宅ニ於ケ
 ル謀議ハ反日組織分子ガ秘密集會ノ形式ヲ採リタル組織ニシ
 テ
 (イ) 從來進々ニ行動シ連絡亦區々ノ状況ニアリシ各同志ニ統
 制ト秩序ヲ與ヘタル事
 (ロ) 本謀議ハ「フイツシエル」「スシロ」「レーヘルト」「ブ
 ランドン」ノ誘導ニ依リ反日組織分子ノ各種族間ノ代表的
 人物ヲ糾纏セル最高主腦新設ノ性格ヲ具ヘタルコト
 ニ特別ノ重要性ヲ有シ其ノ依ニ於ケル層次ノ謀議ハ本集
 會ニ淵源シ本集會ハ實行促進ノ爲ノ末不後集會ト稱シ得ベク彼等ノ

企圖シ若クハ既ニ實行セラルル諸計畫ノ根本大綱ハ既ニ茲ニ具
 ノ萌芽ヲ發セシメシモノト觀ルヲ待ベシ
 而シテ同志ノ最高目標タル武裝暴起計畫竝ニ之カ準備工作タ
 ル同志ノ救済連絡結合及資金、糧食ノ獲得方策ニ斷シテハ先
 ツ各種族間別ニ秘密團體ヲ組成シ本組織ヲ通ジテ資金糧食ノ
 確保ニ努ムルト共ニ有事ノ際ニハ本組織ノ統制ヲ利用シ直ニ
 直接行動ニ出デントセリ
 即チ各年九月「サンテブレラ」「フランドン」ノ首擧ニヨリ
 「マカリウイ」之カ謀議ニ參與シ混血人關係ニ於テ秘密結社
 同志救援會設立セラレ之ヲ以テ外部行動陰謀ノ中核体タラシ

ムル事トシ之ト相前後シテ右同志救援會ノ外聯絡トシテ「マ
 カリウイ」ノ活躍ニ依リ各種族毎ニ相互連絡ノ下ニ秘密集會
 ヲ行ヒ夫々秘密結社「アンボン人同志會」「秘密結社「メナ
 ド」人失業委員會」設立セラレタリ
 而シテ「サンテブレラ」「アランドン」ハ最モ尖鋭ナル反日
 新聞分子トシテ各種謀議ニ參與シ「フイツシエル」指導ノ下
 ニ常ニ誹議ヲ「リード」シ且戦局ノ推移ニ軒ヒ急進ナル同志
 及ビ資金獲得ノ必要ニ迫ラルルヤ之ガ對象ヲ支那人於ニ置キ
 「サンテブレラ」ハ自己ノ稅務署調査係長（査定關係）タル
 地位ヲ利用シ「ブランドン」ハ強烈ナル闘志ト熱意ヲ以テ「上

海軍 61

海バー」及ビ他ノ集會ニ於テ又更ニ個々別接ノ方法ニ於テ紛
 ノテ反日支那人ニ接近詭言飛語等凡ユル手段ヲ弄シ以テ之ヲ
 誘導自己陣營引入ニ努力シツツ一方「フイツシエル」及ビ「レ
 ーヘルト」ヲ連ジテ監察所ト連絡ヲ保チ更ニ各結社組織擴張ニ
 果實ニ於テ情報ヲ蒐集スルト共ニ同志ノ意向ヲ推知シ各年九
 月末頃ヨリ兩者極秘性ニ謀議ヲ擧シ最高目的タル蜂起行動前
 途ニ着手シ遂ニ本年會月中旬ニ到リ刺客ノ間ニ於テ混血人ヲ
 中心トスル直接行動隊ノ編成ヲ完了スルニ至レリ
 米蘭軍進攻ノ時期ハ意圖「ラチオニユース」ニ依リ各年八月、
 拾貳月、本年會月、五月ト次第ニ是引セシカ本直接行動計電

海軍 42

ニハ其ノ後何等ノ改變モ加ヘラレズ時期到來ノ節ハ其ノ儘直ニ發行ニ移スベク手配セラレタルモノナリ
 而シテ本計畫ノ内容ハ機密ノ漏洩スル事ヲ虞レ各團體隊長階級迄ニハ明示シ其ノ諒解ヲ求メタルモ其ノ他ノ者ニ對シテハ固ク秘密主義ヲ採リ平素各團體員間ノ啓蒙訓練ニ依リ一度幹部ノ指示アレバ直ニ蜂起シ得ル様ニ指導シツツアリタルモノナリ
 蜂起用武器ニ關シテハ支那人間或〇〇挺ノ小銃、霰銃ノ隱匿シ有ル外「クアラカブアス」、「ダイヤモンド」族頭目「ハウスマンバブー」ガ日本軍進駐當時ノ渡輪ニ乗ジ日本政府ニ依リ群

海

軍

43

長ニ任命セラレタリト偽リ民衆ニ銃ヲ提出セシムル檢布告シ其ノ偽蒐集セル小銃、霰銃八〇〇挺彈丸六万ヲ群役所内ニ隠匿シ「ブラヘスト」ト連絡ヲトリ蜂起ノ際ニハ之ヲ使用スルコトヲ申入レ更ニ飯塚用「ダイヤモンド」ハ同志「オレストルマン」ガ民政部土木課技師タルノ地位ヲ利用シ費用ノ「ダイヤモンド」銀相管八百導火線壹千八百本ヲ窃取隠匿シ備キタリ
 蜂起資金、蜂起ト同時ニ使用スル金銀トシテハ「フィツシエール」カ「ハカ」ヨリ供與ヲ受ケタル金銀中殘金約貳万盾ノ外

海

軍

44

「センディング」教團ノ金庫、同志救護會ノ積立金等ヨリ融
通スルコトトシ其ノ後ハ「フイツシエル」「サンテブレラ」
等ガ曾テ直接又ハ腹心ヲ連ジテ當地支那人財團「リー・セン
テツク」「シンガポール」及日財團ノ巨頭タリシ「タンカツ
キー」女婿經營ノ駐東商會支配人「アラブ」人中ノ富豪「タ
リツブバゴーン」村長「シ・ナサール」等ニ連絡已ニ了済
ナルヲ以テ其ノ方面ヨリ必要金銀ノ獲得ヲナスベク計畫シテ
リタリ

「クアラカブアス」別働隊編成

各年拾月「ブラヘス」ハ「フイツシエル」ノ命ニ依リ當地行

動計畫ニ即應スル別働隊ノ編成ニ着手、妻「セニブラヘス」
「グツテン」「ヘスベルク」ヲ招致自身長トナリテ謀議ヲ重
ネ行動隊ニ臨シテハ前記「ダイヤ」族頭日「ハウスマンバブ
ー」ガ反日共黨分子ニシテ且「セスディング教團」及自己ト
終交關係アルヲ寄貨トシ之ヲ實行隊長ニ推舉シ本年舊月下旬
「フイツシエル」ノ「カブアス」ニ來レル際其ノ指導ノ下ニ本
本計畫ヲ完成セタリ

2、陸軍所内謀議並ニ編成計畫

(1) 「ハガ」ハ前總督タルノ社會的地位、法學博士トシテノ學
 識及び徹底セル抗日意識ト相俟ツテ本事件ノ總帥トナリ監督
 所内部ニ於テハ各年六月「ランディング」副總帥官ヲ自班ト
 シ「デンハルトホ」「ファンデルリンデン」「フイリツプと
 ン」「アノロム」「フート」「ホムステーヘ」ヲ以テスル「ア
 レントラスト」ヲ組織シ之ノ組織ヲ通ジテ外部トノ連絡情
 報ノ蒐集ニ當テシテ更ニ「ワールドニール」、
 「フェルバーレ
 ン」、
 「ブ
 アンデル
 コーイ」、
 「ベ
 エケル
 ス」、
 「バ
 ウハイ

海

軍

ス」、
 「バイ
 ス」、
 「テ
 フリス」
 等獨行政
 官ヲ班長
 トスル
 班制度ヲ
 採用シ以
 テ監禁所
 内部ノ結
 束ヲ固ム
 ルト共ニ
 外部ニ
 對シテハ
 腹心タル
 「フイツ
 シェル」
 「スシロ
 」「レー
 ヘルト」
 及び尖銳
 分子タル
 「ブランド
 ン」等ヲ
 通ジテ同
 志ヲ把握
 シ彼
 等ノ積極
 的抗日熱
 意ヲ巧ニ
 指導誘致
 シ以テ米
 灣車來攻
 時
 ニ於テハ
 内外相呼
 應シテ蜂
 起スベク
 計畫シタ
 ルモノナ
 リ
 各年四月
 「ハガ」
 一行カ收
 谷サルル
 ヤ間モナ
 ク男子監
 禁者中
 ニ於テ既
 ニ抗日行
 動計畫ガ
 識セラレ
 タルモ機
 密トズ問
 題化ス

海

軍

ルニ到ラザリシガ當時已ニ外部ヨリ「レーヘルト」「フイツ
シエル」夫妻、「スシロ」「ブランドン」等ノ直接連絡セル
事ニ依リ「ハカ」其ノ他警察者ハ「激闘デマニユース」ニ依
ル取崩、日本ノ統治状況ハ、外部同志ノ謀議並ニ活動状況其ノ
他各般ノ情報ヲ詳細ニ知悉シ此ノ情報ニ基キ米陸軍ノ八月來
攻ノ豫想ヲ得テ「ハカ」指導ノ下ニ前記「フレイントラスト」
及ビ班長タル各行政官全員謀議ニ參與外部トノ密接ナル連絡
ノ下ニ米陸軍來攻ノ際ニ於ケル蜂起計畫ノ立案ニ着手シ「ハ

海

軍
49

ガ」自身之ヲ成文化シ拾月ニ到リ完成シタリ
「ハカ」ハ此レヲ男子監察者全員ニ回覽シ蜂起ノ際ノ夜割及
戦後ニ於ケル各人ノ部署ヲ明示シ、全員亦之ニ基キテ行動スル
事ニ決セリ
之カ計畫ニ當リテハ「ハカ」ハ斷接ノ件勝收谷所中ノ上級尉
校「ワルサム」大尉ニモ密接ナル連絡ヲ取り本計畫完成ノ際
同大尉ニ内示セル處兩者間ニ完全ニ意見一致ヲ見ルニ到リ有
事ノ際ハ件勝全員モ行動ヲ共ニスルコトヲ誓ヘリ

海

軍

50

客年六月十五日男子、女子監禁者ガ分離セラルルヤ女子監禁所ニ於テハ「ハカ」ノ命ニ依リ「ハカ」ノ妻ハ「フェルバーレン」ノ妻ト誅議シ「ハカ」妻自身ガ總帥トナリ辱ラ外部竝ニ男子監禁所トノ連絡情報交換ニ當リタルガ兵ノ依八月ニ到リ米庫ノ米取近シトノ情報ニ依リ宿舍別ニ班別度ヲ決定シ各班長ノ下ニ規律アル行動ヲ取ル様命令シ尙各自貳參日分ノ食糧準備（男子監禁者ノ分ヲ含メ）ヲスルト共ニ注意指示ヲ與ヘテ待機セシメタリ

其ノ後外部ヨリ「ラチオニュース」ノ提供ニヨリ
第二次準備 各年拾貳月
第三次準備 本年參月、四月
ト兩回ニ亘リ糧食ノ準備ヲナシタルモ米庫ノ米取ナク食糧ハ
逐次消費セリ
然レ共右班長組織ハ其ノ儘殘存シ米庫庫米取近キヲ懸知セバ
直ニ男子監禁所ト連絡ノ上本計畫ヲ實行ニ移スベク且食糧準備
備七連日ノ如ク行ハルル外部トノ秘密連絡ニ托スレバ直ニ集

ノ得ル状態ニ在リタルモノナリ

赤十字支部竝ニB.M.O.ノ設置問題

各年六月「ハカ」ハ「フイツシエル」ニ對シ當地ニ赤十字支部ヲ設置シ彼ニ支部長就任方ヲ下命セリ、彼ハ「ハカ」ノ感ヲ體シ之ヲ在「スラバヤ」端西領事瞭解ノ下ニ當地警備隊ニ設置方願出タルモ拒絶セラレタリ、當時「ハカ」ノ意圖スル所ハ

赤十字ノ持つ國際的合法性ヲ利用シテ總ニ内外同志トノ秘密

海軍 53

連絡情報交換等ヲ行ハントセルモノナリシガ其ノ企圖一層控スルヤ昨年九月一轉シテ戦前ノB.M.O.ノ復活ヲ企ツルニ到レリ、B.M.O.ハ日本軍進駐直前政府ノ命ニ依リ「スシロ」「フイツシエル」及其ノ部下ヲ中心トシテ反日的民間人ヲ以テ組織セル醫療機關ニシテ「フイツシエル」ハ第三國人タルノ身分ヲ利用シ「スシロ」ト諱リ他日ヲ期シ其ノ組織ヲ極シ資材ヲ隠匿シ置キタルモノニシテ近ク米軍ノ來攻ニ當リテハ武

海軍 54

裝蜂起隊ノ有力ナル一黨トシテ其ノ復活ヲ急ギ本年四月ニ完
成セルモノナリ、尙「クアラカブアス」別働隊モ無^之ニ倣ヒ組
織セリ而モ本組織ハ左記諸點ニ於テ赤十字トハ異リ全クノ忠
性を誓ツモノナル事ニ注意ヲ要ス

- (1) 和尙時代ノ反用^日益劇的分子ノミヲ以テ組織セルコト
- (2) 醫療ハ抗日蜂起部隊ノ傷病者ノミニ限ルコト
- (3) BMOノ隱匿資材ヲ悉ク使用セントシタルコト
- (4) 武装蜂起部隊ノ強力ナル一黨タルノ本質ヲ有スルコト

海軍 55

三 諜報活動

本事件關係被疑者ハ全員何レモ積極的ニ凡ユル機會地位環境ヲ利
用シ各般ノ情報ヲ蒐集連絡相互啓蒙ヲ行ヘル他黨ハ隱匿無電報ノ
復用、紙香水籠トノ連絡、同志派遣、土人帆船利用等ノ方法ニヨ
リ、「ボルネオ」島外向志トノ間ニ情報ノ交換連絡ヲ圖レリ
而シテ之ガ活動ノ跡ヲ検討セバ彼等ノ行ヒタル諜報活動ハ次ノ三
箇ノ線

- 1、「ハカ」ガ艦隊有シタル秘密諜報網ノ残存路線

海軍 56

2、「フイツシエル」ノ掌握セル「センディング」教團諜報組織ノ活躍

3、各同志ノ個人的活躍

ニ依ル活動ト見ルヲ得ベク

即チ

1、「ハカ」ハ戦前「ワルサム」大尉及ビ「スシロ」ヲ所首魁トシ「マカリウイ」「ウーレイ・クイ」等ヲ中魁トスル秘密諜報組織ヲ有シオリタルカ今次戦機ニ依リ「ハカ」「ワルサム」監

禁後ハ其ノ密命ニヨリ「スシロ」首魁トナリ「マカリウイ」「ウーレイ・クイ」之ガ所魁トシテ「スシロ」ノ指導ノ下ニ曾テノ
残存諜報組織ヲ動員シ更ニ

「スシロ」 ハ民政部衛生部關係

「マカリウイ」 ハ民政部経済部關係

「ウーレイ・クイ」 ハ民政部陸軍部關係

等々其ノ職務上ノ地位ヲ利用シ極メテ秘徳ニ各般ノ情報ヲ蒐集シ之ヲ逐一「ハカ」及「ワルサム」ニ連絡報告シ更ニ「マ

カリワイ」ハ本年貳月「ホンチアナク」ニ公務出張ノ際過去於
テ蒐集セル各般ノ情報ヲ綜合整理シ之ニ向キ同志ノ手ヲ結テ
在佛印友人約由英米ニ提供セルノミナラズ彼等一味ハ無線機使
用暗通連絡等ノ方法ニヨリ佛印、濠洲、「ジャワ」、所在ニ志
トノ間ニ秘密情報連絡ヲ行フ等極メテ完全セル諜報活動ヲ行ヒ
オリタルモノナリ

(1) 無線機ニヨル海外連絡

▲、「ウーレイ・クイ」「マカリワイ」ノ兩名ハ元時人並

「ラチオ」商會「ユーリカ」使用人タリシ「ア・ロマン」
カ線機反日分子ニシテ曾テ日本軍米攻直前同種ノ電機ヲ
揮レル「ホルネミ」支店長關人「ファンヘルデル」ヨリノ
依頼ニ基キ彼ヨリ供與ヲ受ケタル無線機受信機一式ヲ自宅
ニ隠匿各年四月頃ヨリ在「ジャワ」、「マラン」關人「フ
エンリソグ」(元「ユーリカ」商會無線技師)ト秘密通
信ヲ行ヒツツアリシ事實ヲ知リテ「スシロ」ト諜リ其ノ指
示ノ下ニ右無線機ヲ對「ホルネミ」外監同志トノ連絡ニ供

セントシ志ヲ同ジウスル「アロマン」ノ積極的技術協力ヲ
得テ各年拾月頃ヨリ本年五月初旬迄ノ間拾數回ニ亘リ之ヲ
利用シ

B、更ニ「ウーレイ・タイ」ハ過般ノ戰爭海軍開キ奇貨トシ
テ將來ニ於ケル其ノ利用ヲ豫想シ前記「ユーリカ」商會ヨ
リ自身持出し自宅ニ隠匿セル無電檢ニ關シ「スシロ」「マ
カリウイ」ト連絡ノ上同志「マシナンホウ」(「メナド」
人民政務郵便局長)ニ強要シ同家天井裏ニ設置シ各年拾月

海軍
61

頃ヨリ本年數月中旬頃迄ノ間數回ニ亘リ本無電檢ヲ利用シ
以テ「ウーレイ・クイ」ハ佛印、西貢居住英歐人「アーネス
ト・アンダーソ」家亦「メルボルン」。「スプリングフイー
ルド」居住「マニラ・ソース」會社支配人英歐人「トーマス・
エツトケン」トノ間ニ英語「モールス」ヲ使用シ「マカリウ
イ」ハ佛印、西貢居住佛印人農林技師「ニューニユンデユツ
ク」トノ間ニ佛語「モールス」ヲ以テ戰前既ニ取決メラレア

海軍
62
63

リタル呼出記録、波艇、暗號等ヲ使用シ各般ノ情報ヲ交換セ
 ル他「ウーレイ・クイ」「マカリウイ」ノ兩名ハ馬來語ヲ以
 テ「ア・ロマン」ト共ニ在「ジャワ・マラン」「フェリングル」
 及ビ「ペロー」(「アンホン」人元「バンジェルマシン」
 軍病院着設人)トノ間ニモ同様情報ノ交換連絡ヲ行ヒタルモノ
 ナリ而シテ彼等ノ連絡セル情報ノ主ナルモノハ

軍事情報

- 1、當地對僱隊ノ状況(兵員數、兵器、守備ノ詳細)

海軍 64 652

- 2、重良施設建築物状況
- 3、敵前上陸地點ノ指示
- 4、落下傘部隊ノ降下地點ノ指示
- 5、船舶動靜、港灣、河川ノ状況
- 6、「バリツクババン」各施設ノ詳細
- 7、行動起ノ計畫

一般情報

- 1、民政部ノ組織及統治ノ方針

海軍 676

2、一般民心ノ動向

3、日本人ノ數、体力、生活、保健衛生狀況

經濟情報

1、資源開發ノ現状

2、輸送計畫

3、食糧對策

等極ノテ演進ニ巨リオリ

本年壹月參日「ジャワ」海「マダシイ」島附近海面ニ於ケル、

海軍 667

金山丸ノ敵潛ニヨル擊沈事件ハ上記無電連絡ノ犠牲トナレル

モノニシテ彼等一味ノ無電諜報活動ノ積極的ニシテ徹底セル

ハ本件ヲ以テシテモ極メテ明白ナリ

(四) 對冷水艦トノ連絡

「スシロ」「ウーレイ・クイ」「マカリウイ」ハ豫テ敵潛ト

ノ直接連絡ヲ策シ居リタル處本年貳月頃敵艦「バリト」

海ニ現ハルトノ情報ニ好機到レリトナシ「ウーレイ・クイ」

ハ「スシロ」ノ命ニ依リ自己腹心ノ支那人「ボアホクチヨシ」

海軍 668

ヲ買収シ之ニ英文ニテ認メタル對敵連絡文書ヲ託シ官ヲ官
メテ取月上旬及中旬ノ取回ニ且リ小艇ニ米船ヒシメ、「バ
リト」河口海面ニ於テ敵潜トノ直接連絡ニ當ラシメタリ
「ボアホクチョン」ハ初回ハ「バリト」河口海面ノ海面ニ
於テ「ウーレイクイ」ヨリノ指示ニ従ヒ託サレタル竹筒裏ノ
通信筒取柄ヲ海水懸得ノ海艇ノ下ニ海中ニ投ジ取回日ハ
「タンジヨンスランタン」沖線海ノ海面ヲ浮泊スルコト取
夜〇貳〇〇時頃獲テ「ウーレイクイ」カ在仰印向標トノ間ニ

海軍 69

敵潜連絡ノ方法トシテ取決メセル懷中電氣ニヨル亦ノ取決
艇ヲ編成中潜水艇岸上シ小型無音動力舟艇ニ兵四兵ト覺シキ
車人四名乗組ミ赤、青、白ノ三色發光信號ヲ以テ應答シツツ
接近シ
斯クテ「ボアホクチョン」ハ「ウーレイクイ」ヨリ託サレタ
ル岸「ホール」艇ニテ外装セル連絡文ヲ彼等ニ手交スル事ニ
成功セリ
而シテ右兩回ニ且ル連絡文書中ニハ

海軍 70

當地軍事民政關係情報カ極メテ明白ニ記載セラレアリタル
モノナリ

上記無電竝ニ對海連絡ニ關シテハ「スシロ」直接官廳トシテ
「ウーレイクイ」「マカリウイ」ニ暗ズルト共ニ所要秘密資
ヲ右兩者前ニ之ヲ進ジテ「ア・ロマン」「ホアホクキヨン」
ニ與ヘ連絡ノ結果ハ遂ニ「ワルサム」大尉ヲ退ジ「ハガ」ノ
許ニ報告セラレアリタルモノナリ

2、「フイツシエル」ハ形大ナル「ペンディング」氣味ノ組織組織

海軍 71

ヲ利用シ各般ニ亘ル詳細ナル情報ヲ蒐集シ之ヲ「ハカ」ニ報告
セリ

彼ノ蒐集シ且提供連絡セル情報ノ主ナルモノハ

各地方ノ物産需給貯藏狀況

銀産物資源狀況

農作物生産狀況

害獣驅除ニ對スル銃器彈藥ノ配備狀況

民政部ノ施策ニ對スル民衆ノ動向俘虜及監禁者全部ノ數、氏

海軍 72

名、年齢、種族、地位、生活状況、保健状況

日本軍ノ處遇

等ナリ

3、「ハカ」「ランテイング」「デンハルトホ」等無禁所内部自
蔵者ハ外部ヨリ提供サルル上進ノ情報ヲ整理統合シ之ヲ書信ニ
ナシ同志ノ渡駐ノ都版之ヲ詳送シ「ジャワ」ニ於ケル該報ノ
重要人物ト該メラルル在「スラバヤ」地内人牧師「モンスニ
ル」(元當部「カソリック」教會牧師)及地内人「デンケリン

海軍 75

グ」(女)(元當地ト「ビンディング」教會附屬学校教師)ト
ノ間ニ情報ノ連絡ヲ行ヒタリ
而シテ同志ノ「ジャワ」トノ連絡文書ハ往復共ニ「レーヘル
ト」又ハ「ブランドン」之ヲ一括渡駐同志ニ依頼シ彼等同志ノ
「ジャワ」ニ往復セル者各年「ハガ」一行審察以來本年五月迄
四回
各年八月 「パテナヤ」
各年拾貳月 「バンケイ」

海軍 74

本年管月 「スシロ」
 本年管月 「レンテン」
 ニ及ビ其ノ都度彼地同志トノ間ニ情報ノ連絡交授アリタルモノ
 ナリ
 (四) 遊言並語
 外部關係被疑者全員ハ直接又ハ同志ヲ依頼シテ各種ノ遊言並語ヲ
 ナシ以テ人心ノ慰解經濟界ノ振興ヲ図致シ日本政府ニ對スル人心
 離間策ヲ行ヒタルカ

海軍 75

即ち
 (1) 「フイツシエル」夫妻「フラヘス」夫妻ハ各年拾月頃謀議ノ
 上日本政府ヨリ「ダイヤク」人ノ人心ヲ離間セシムル策トシテ
 機密アル毎ニ遊言並語ヲナスベク決定シ其ノ後之ヲ實行セルカ
 特ニ右兩夫妻ハ本年貳月當地「センディング」教會ニ於テ旨催
 セラレタル回教國各地回教徒代表會議ニ出席セル「タタミナン
 ラヤン」信徒代表「ランロン」他拾數名ノ「ダイヤク」人ニ對シ
 1、「ダイヤク」教會ノ經營困難ヲ民政部ノ補助金不拂ニ歸シ

海軍 76

(事實ハ民政部ニ於テ既ニ支結濟)

2、戦局ヲ歪曲在造シテ日本ノ敗退、和配ノ復旧ヲ暗示シ以テ
 彼等ノ日本政府ニ對スル信賴ノ念ニ動搖ヲ興ヘシメ
 「フラヘス」夫妻ハ本年四月頃自宅ニ於テ「ダイヤ」人殺
 「シマ」ニ對シ

(2)

1、日米戦力、国力ノ歪曲セル比較(日本ノ敗退ヲ暗示ス)
 2、日本統治政策ノ無定見
 物資不足、物價高ヲ極言ス
 3、近海米船水難出沒
 等ヲ羅列同人ノ心境ヲ動搖セシメタリ

海軍 77

(3) 「スシロ」ハ各年六月東京「ホルネオ」方面ニ出張ノ際各社
 張先所在機關ニ對シ

1、戦局ヲ歪曲説明シ
 2、日本ノ財政ヲ誹謗
 以テ彼等ノ歸郷ヲ慫慂シ彼等ノ心境ヲ動搖セシメ何レモ辭職ヲ
 決意セシメタリ

(4) 「サンテブレラ」「ブランドン」「マカリウイ」「ウーレイ
 クイ」ハ各年九月頃ヨリ支那人ニ接近シ歪曲セル戦局、日本統
 治ノ缺陷等ヲ誇大ニ宣傳セル他同志支那人ニ旨ヲ含メテ同級造

海軍 78

言飛語ヲナサシメ以テ人心惑亂ニ勞ノ更ニ之ヲ利用シテ同志獲
得ヲ圖ラントシ特ニ「ブランドン」ハ支那人、原任民等ニ對シ
答年拾二月

戰爭近キヲ以テ米蘭軍ニ當地カ占領サルル場合ノ用意トシテ軍
票ヲ硬貨ニ交換方ヲ急推シ更ニ以上四名ハ各加納ニ廣範區ニ且
リ本年貳月頃皇軍ノ「カタルカナル」ヨリノ轉進、「アンボン」
空襲ノ新聞紙ニ報道セラレシヲ奇貨トシ當地近海ニハ米潜水艦
出沒シ米蘭軍ハ愈々壓ノテ最近來攻セン云々

海軍 79

飛言飛語ヲナシ多數ノ人心ヲ惑亂不安ニ陥ラシメ爲ニ當時、米、
砂糖、鹽等生活必需品ノ買留懸墮續出シ經濟界ノ混亂一層ケリ
彼等ノナサル飛言飛語ハ彼等一味ガ過ヘザル情報ノ蒐集交換ニ依
リ極メテ廣範ニ各段ノ秘密事項ヲモ知悉シ日本統治ノ揚點ヲ確認
シ之ニ對シ痛烈ニシテ一見適切ナル如キ虚構ノ言辭ヲ弄シ以テ統
後擾亂ヲ企圖ヤルモノニシテ最モ悪性ナル飛言飛語ナリト謂フベ
シ

三 犯罪捜査ノ經過

海軍 80

前記「犯罪養成ノ環境」ニ於テ詳述タル如ク南「ボルネオ」軍政ハ表
 面一應平靜ヲ裝ヒツツモ内面ニハ幾多ノ危険ナル胞芽ヲ包蔵シテ其ノ
 歩ヲ運ビツツアルノ状況ナルヲ以テ現地海軍特別警察隊ハ之等要注
 人物ノ行動内偵ヲ續ケタル結果客年十二月頃ニ割リ警察所外部ニ於テ
 ハ「フィツシエル」ヲ中心トシテ之ニ混血人、「メナド」人、「アン
 ボン」人、現地支那人、一部原住民、印度人間ニハ各段ノ情報ヲ入手
 シ秘密裡ニ相互連絡ニ努メツツアリトノ確信ヲ得ルニ至レリ然レ共事
 ノ重大性ニ鑑ミ急務ニハ一層ノ慎重ヲ期スル必要ト更ニ研究ヲ重ク滿

海軍 81

ヲ持シテアリシガ機熟シタルヲ以テ遂ニ本年五月十日〇六〇〇時第一
 次檢器ヲイシ直接表面ニ浮ビ出ダタル重要人物ヲ一層ニ逮捕スルト共
 ニ嚴重家宅搜索ヲ行ヒ甚大ナル證據物件ヲ押收シ直ニ取調べヲ開始セ
 リ取調べノ進行ニ從ヒ事件ハ愈々擴大シ五月十三日未明ヨリ第二次檢
 査ヲ行ヒ外部陰謀ノ首領タル「フィツシエル」等主トシテ第三個人關
 係者ヲ逮捕シ更ニ八月十九日ニハ第三次檢器ニ依リ「ハガ」總督府
 ヲ中心トシテ男女監禁所内ノ有力「メンバー」ヲ收容セリ第二南遣艦
 隊司令部ニ於テハ現地海軍特別警察隊ノ取調べ終了ヲ待テ同月下旬檢器

海軍 82

官トシテ高田法務大尉ヲ現地ニ派遣シニケ月ニ互リ事件ノ取調ベヲ爲
サシメタル處十月中旬ニ至リ一切ノ犯行明白トナリ同大尉ハ十月二十
六日遂ニ事件ヲ第二南遣艦隊軍律會議ニ送致セリ

四、公判

昭和十八年十二月六日〇九三〇

審判長 山路大佐
審判官 金井法務中佐
同 橋本大尉

海軍 63

檢察官 高田 法務大尉

列席シ「マレー」語通譯席「パンジエルマシン」海軍等附隊講
堂ニ於テ開廷檢察官ノ公訴事實ノ陳述ノ後全被告人ニ對スル取調開始
全被告人ハ^(連日)教シモ自己ノ罪状ヲ認メタルニヨリ同月十一日一五〇)審
判長ハ取調終了ヲ宣ハリ同日一五〇)檢察官ノ論告求刑アリ終ツテ審
判長ハ被告人全員ノ心境聴取レルモ特ニ異議ナキニ依リ一休沐同日
一七三〇再開、山路審判長ハ本事件關係被告人全員ニ對シ南遣方面艦
隊軍律(刑紙)ニ依リ死刑ニ處スル旨宣告スル處アリ一七四〇閉廷

海軍 64

五、處刑

昭和十八年十二月十一日ノ判決ニ基キ同年十二月二十日(一)(三)被告
全員(「ハガ」他二十五名)銃殺ニ處セラレタリ

六、本事件ノ民衆ニ與ヘタル反響

本事件ニ着手ハシヨリ約半歳此ノ間三次ニ巨ル檢舉ニヨリ住民ノ大部
分ハ臍氣ヲガラ事件ノ性體ヲ把握シアリタルガ波檢舉者ノ多クガ從來
原住民ヨリ優位ノ地位ヲ占メ波等ヲ蔑視シ來リタル和蘭人、第三國人

混血人等ニシテ原住民層ニ關係者ノ殆ド存在セザリシ爲カ民心ニハ激
想外ニ動搖少ク間モナク平穩ニ過タリ

然レ共本事件ガ現地住民ノ最大關心事タリシ事ハ波告人處刑ノ翌十二
月二十一日「ドルネオ」新聞紙上ニ事件ノ真相ノ發表アルヤ當日ノ新
聞紙(馬來語版)ノ發行開始後僅々三十分ニシテ其ノ全部ヲ^悉知セシ
ニ致スルモ明ナリ

而シテ一連事件ノ真相ヲ知ルヤ民衆ハ其ノ内容ノ甚大複雜大ナルニ
驚愕スルト共ニ日本軍ノ公正ニシテ新平タル態度ニ畏敬ノ念ヲ覺ケヤ

ルモノノ如ク全民衆ニ其機動格ノ色ナク日本軍ニ對シ益々協力ノ實ヲ
舉ケツツアリ

海軍 87

別紙

◎ 南西方面陸軍律

第一條 本軍律ハ南西方面陸軍ノ占領地内ニ在ル者ニ之ヲ適用ス但シ
帝國臣民ニ對シテハ帝國ノ法令ニ依リ處罰スルコト能ハザル場合ニ
限り本軍律ヲ適用ス

第二條 左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ軍罰ニ處ス

一 帝國軍ニ對スル抗敵行爲

二 間諜行爲

海軍

三 前二條ノ外帝國軍ノ安寧ヲ害シ又ハ軍事行動ヲ妨害スル行爲

四 南西方面艦隊司令長官又ハ其ノ麾下各艦隊司令長官若ハ根據地
隊司令官ノ禁令ニ違反スル行爲

五 前四條ノ外占領地内ノ治安ヲ紊リ又ハ帝國軍ノ利益ヲ害スル行
爲

前條ニ記載シタル行爲ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者又ハ前項ニ記
載シタル行爲ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ準備又ハ陰謀若ハ通謀ヲ爲シタ

海軍

ル者亦前項ニ同ジ

第二條ノ二 前條第一項ニ記載シタル行爲ヲ救援シ又ハ補助シタル者
ハ被救援者又ハ被補助者其ノ實行ニ着手シタルト合トテ同ハズ軍罰
ニ處ス

前條第一項ニ記載シタル行爲ヲ犯サシムル目的ヲ以テ他人ヲ煽動シ
タル者亦前項ニ同ジ

第二條ノ三 過失ニ依リ前二條第一項ニ記載シタル行爲ヲ犯シタル者
ハ軍罰ニ處ス

海軍

第二條ノ四 前三條ノ犯行者ヲ懲監シ又ハ犯行ノ證據ヲ擧げシ若ハ犯行ニ因リ得タル物ノ處分行爲ニ關與シタル者ハ車罰ニ處ス

第三條 前四條ノ行爲ヲ爲シタル者ニシテ發覺前自首シ其ノ他犯情特ニ憚諒スヘキモノアルトキハ車罰ヲ免除スルコトヲ得

第四條 車罰ヲ分チテ死、監禁、追料及沒收トス

死、監禁、追料ハ之ヲ主罰トシ其ノ輕重ハ前項記載ノ順序ニ依ル沒收ハ之ヲ附加罰トス

海軍

追料ハ監禁ニ之ヲ併科スルコトヲ得

二處以上ノ犯行アルトキハ其ノ車罰ヲ併科シ又ハ一ノ重キ車罰ヲ科スルコトヲ得

第五條 死ヲ執行スルトキハ銃殺ス但シ必要ニ依リ他ノ方法ニ依ルコトヲ得

第六條 監禁ハ一月以上トシ南西方面總司令部又ハ其ノ麾下各艦隊司令長官ノ指定スル場所ニ拘留シ勞務ニ服セシム但シ情狀ニ因リ

海軍

勞務ヲ免ズルコトヲ得

第七條 (罰 除)

第八條 過料ハ一圓以上トシ審判官他ノ違責ヲ以テ之ヲ執行セシム
過料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上五年以下ノ期間特定ノ場
所ニ之ヲ留置シ勞務ニ服セシム
過料ノ言渡ヲ爲ストキハ其ノ言渡ト共ニ前項ノ留置ノ期間ヲ定メ之
ヲ言渡スベシ

海軍

第九條 犯行ヲ組成シ犯行ノ用ニ供シ又ハ犯行ニ因リ得タル物其ノ他
犯行ニ關係アル物ハ之ヲ沒取スルコトヲ得

第十條 前條ニ記載シタル物ハ審判ニ依リ沒取スル場合ヲ除クノ外何
人ノ所有タルヲ問はず檢察官ノ處分ヲ以テ之ヲ沒取スルコトヲ得
第十一條 軍部ハ南西方部隊司令長官又ハ廠下各部隊司令長官ノ命
令ニ依リ之ヲ減輕シ又ハ其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第十二條 法人(組合長ノ他ノ團體ヲ含ム以下同ジ)ノ代表者又ハ法

海軍

人若ハ人ノ代理人、使用人具ノ他ノ従業員其ノ法人又ハ人ノ業務ニ
關シ本軍律ヲ犯シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ
對シ軍罰ヲ科スルコトヲ得但シ法人ニ對シテハ過料ヲ科ス
前項ノ場合ニ於テ法人過料ヲ完納セザルトキハ之ヲ完納スル迄其ノ
業務ヲ停止スルコトヲ得

附則

本軍律ハ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

海軍

◎ 南西方面艦隊軍律裁判規則

第一條 南西方面艦隊麾下ノ各艦隊司令長官ハ必要ニ依リ適當ノ場所
ニ軍律會議ヲ設クルコトヲ得

第二條 軍律會議ハ當該艦隊ノ管區又ハ軍政擔任區域内ニ在リ又ハ同
地域内ニ於テ南西方面艦隊軍律違反ノ行爲アリタル者ニ對シ其ノ犯
行ニ付審判ス

第三條 軍律會議ハ之ヲ設ケタル各艦隊司令長官ヲ以テ長官トス

海軍

前項ノ長官ハ軍律會議遠隔ノ地ニ在ルトキ其ノ他必要ニ依リ軍律會議ノ所在地ヲ管轄スル海軍指揮官ヲシテ長官ニ代リ特定ノ事項ニ付其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條 軍律會議ニ審判官、檢察官、録事、審査及通譯ヲ置ク

審判官ハ將校及將校相當官ヲ以テ之ニ充ツ

檢察官ハ法務科士官ヲ以テ之ニ充ツ

録事ハ海軍録事、審査ハ海軍審査ヲ以テ之ニ充ツ

海軍

審判官、檢察官、録事、審査及通譯ハ長官之ヲ命ズ

第五條 長官ハ將校、將校相當官又ハ高等文官ヲシテ法務科士官ニ代リ在士官、下士官又ハ判任文官ヲシテ録事ニ代リ、下士官又ハ兵ヲシテ審査ニ代リ各其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 審判ハ將校及將校相當官三人ヲ以テ構成シタル會議ニ於テ之ヲ爲ス

但シ上席審判官ハ將校タルヲ要シ他ノ二人中一人ハ法務科士官タル

海軍

